

改正案	現行
<p>14 資金移動業者関係</p> <p>II 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-2 諸手続</p> <p>II-2-2 法第53条に基づく報告書について</p> <p>(3) 金融庁への送付等</p> <p>① (略)</p> <p>② 資金移動業者に係る定期報告</p> <p>イ. 財務局長は、資金移動業者に対して、法第54条第1項の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式9により、<u>また、資金移動業者の委託先に関する報告書を別紙様式9の2により、毎年5月末までに徴収するものとする。</u></p> <p>ロ. (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>14 資金移動業者関係</p> <p>II 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-2 諸手続</p> <p>II-2-2 法第53条に基づく報告書について</p> <p>(3) 金融庁への送付</p> <p>① (略)</p> <p>② 資金移動業者に係る定期報告</p> <p>イ. 財務局長は、資金移動業者に対して、法第54条第1項の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式9により毎年5月末までに徴収するものとする。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>③ (略)</p>